

## 国際出願

### □ 概 要

特許の効力が及ぶのは特許を取得した国内に限られるため、外国で特許権を取得するためには、特許権を取得したい国に出願して特許権を得る必要があります。しかし、出願人がそれぞれの国に出願することは大変な作業を要することとなるため、外国に出願する場合、「パリ条約」又は「特許協力条約」(PCT)の何れかの制度を利用して出願する方法が一般に利用されています。

### □ パリ条約

パリ条約は工業所有権の国際的保護を目的に1883年にパリで締結された条約で現在170ヶ国(2006年末)が加盟しています。日本に出願した後12ヶ月以内に特許を取得したい加盟国の言語に翻訳して出願をすれば、日本に出願した日(優先日)を基準に特許性の判断が行われます。

### □ 特許協力条約

多くの国に出願することは出願人にとって大変な作業となり、出願を受けた各国の特許庁において、それぞれ関連する先行技術調査を行うと経済的にも効率的ではありません。そこで、外国出願の方法を合理化し、手続きを簡易で経済的なものにするため、1970年にワシントンで締結されたのが、特許協力条約(PCT)で、現在138ヶ国が加盟し8ヶ国が加盟を検討しています(2007年末)。PCT出願された出願は、総て国際調査機関により先行技術調査が行われその結果は出願人に送付されます。出願人はこの結果を検討した上で、国際出願を回避するのか、国際出願はどの国にするのかを判断することが出来るため、出願人にとって大変有効な制度となっています。具体的に出願する国が決まったら、当該国の言語に翻訳し現地の弁理士を代理人として出願することになりますが、指定国移行は殆どの国が優先日から30ヶ月以内としています。

□ 国際出願費用

国際出願時には、①受理官庁の受付・方式チェック等の業務のための送付手数料、②国際事務局の国際公開や各指定国への通知業務等のための国際手数料、③国際調査機関の調査業務のための調査手数料等が必要となりますが、指定国移行の場合は、この他翻訳手数料等が必要となります。

□ P C T 出願フロー図

